

国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード プレスリリース

2011年2月7日

モニタリング・ボードは、ガバナンス改革に関する市中協議文書を公表

東京、日本、2011年2月7日ーモニタリング・ボードは、本日、『IFRS財団のガバナンス改革に関する市中協議文書』を公表し、パブリックコメントを開始した。今後のガバナンス改革の実施に関するスケジュールも、当プレスリリースに添付されている。

モニタリング・ボードによるガバナンス改革における出発点は、現在のガバナンス構造が、基準設定主体が高品質でグローバルな会計基準を策定するという、IFRS財団の定款に定められている主要な目的を達成できるものとなっているか、また、基準設定主体が説明責任を果たしつつ適切に独立性を確保しているか、である。ガバナンス改革では、ガバナンスに関する組織構造、特に、モニタリング・ボード、評議員会、国際会計基準審議会(IASB)それぞれの構成と権限・役割について検討することを主な焦点としている。

市中協議文書は、2011年4月8日までの約2ヶ月間、パブリックコメントに付される。パブリックコメント期間中、関係者がガバナンス改革プロジェクトにより関与できるよう、モニタリング・ボードは、アジア、欧州、米州において、関係者との公開円卓会議を開催する予定である。コメントは公開されるとともに、コメントへのフィードバックもパブリックコメント終了後に公表される予定である。また、2011年第3四半期の早い段階に、提言を実行するためのアクションプランを策定し公表する予定である。

ワーキング・グループの議長は、ガバナンス改革の最終化に向けて、評議員会で行っている戦略見直しとの間で緊密な連携を実施することを再確認した。

編集担当者への注釈:

モニタリング・ボードのメンバーは、証券監督者国際機構(IOSCO)新興市場委員会及び専門委員会、金融庁、欧州委員会(EC)、米国証券取引委員会(SEC)であり、バーゼル銀行監督委員会がオブザーバーとなっている。各法域において用いられる会計基準を決定する資本市場規制当局は、モニタリング・ボードを通じて、投資家保護、市場の統合や資本形成に関する責務を、より効果的に果たすことが可能となる。

問い合わせ先:

長岡 隆

金融庁 企業開示課 国際会計調整室長

メールアドレス:t-nagaoka@fsa.go.jp

園田 周

金融庁 企業開示課 課長補佐

メールアドレス:makoto.sonoda@fsa.go.jp

添付資料:モニタリング・ボードガバナンス改革に関する今後のスケジュール

2011年2月7日

- 2011年2月7日 モニタリング・ボードは市中協議文書を公表、パブリックコメントを開始
(注) 寄せられたコメントは、モニタリング・ボードのウェブサイトで見手可能となる予定
- 2月末～3月初旬 モニタリング・ボードは、アジア、欧州、アメリカにおいて、公開の円卓会議を開催予定
・アジア:詳細未定
・欧州:3月3日 ブリュッセル
・米州:詳細未定
(注)市中協議文書は、その他の国際会議においても必要に応じて議論される予定
- 4月8日 パブリックコメント終了
- 4月～6月 モニタリング・ボードは、寄せられたコメントを踏まえ提言を実行するためのアクションプランを策定予定。コメントへのフィードバックについても公表予定
- 第3四半期の早い段階 モニタリング・ボードは、評議員会の戦略見直しと連携しつつ、アクションプランを公表